

## 牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油・物価等の高騰による影響を受ける漁業者を支援することで漁業経営の安定を図るため、予算の範囲内において牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、牟岐町補助金交付規則（昭和60年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、牟岐町漁業協同組合及び牟岐東漁業協同組合（以下「両漁協」という。）とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者の組合員等が漁業操業のため、令和4年4月から令和5年2月に両漁協等より購入した軽油引取税の免税措置を受けた軽油及びガソリン（船外機等に限定する。自家用車は含まない。）とする。

2 補助対象経費の対象とする組合員とし、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 今後も町内で事業を継続する意思があること。
- (2) 牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと
- (3) 町税等の滞納がないこと。

3 未払い分または支払う意思のない費用については、補助対象経費としない。

4 徳島県が実施する漁業用燃油価格高騰対策支援金及び牟岐町が実施する牟岐町農業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金、牟岐町林業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金は重複して助成できないものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、補助金上限は93,000円とする。ただし、端数が生じた場合は、切り捨てた額とする。

2 補助率は次のとおりとする。

- (1) 軽油引取税の免税措置を受けた軽油においては、対象月における販売価

格から前年同月比における販売価格を差し引いた額とする。

(2) ガソリン（船外機等）においては、対象月における販売価格から前年同月比における販売価格を差し引いた額とする。

(3) 事務に要した費用 2,000 円／組合員

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、町長へ提出するものとする。

補助対象月	申請受付日
4～9 月分	令和 4 年 10 月より
10～2 月分	令和 5 年 3 月より

(補助金の交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の規定により申請があったときは、申請書類を厳正に審査し、当該申請者に対し、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第 7 条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付をしないときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、不交付の理由を付して補助金の交付の申請をした法人等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに補助金請求書（様式第 4 号）により町長に補助金の請求をしなければならない。

(実績報告書)

第 9 条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 10 条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 6 号）により、当該補助対象事業者に通知す

るものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 11 条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき

(2) その他この要綱の規定に違反したとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 町長は前 2 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 7 号)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助対象事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 13 条 補助対象事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項の保管期間は、補助対象事業における完了の日又は廃止の承認を受けた日のいずれか遅い日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所  
氏 名

㊟

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業

2 申請額 金 円

3 関係書類

(1) 事業計画書 (別紙 1)

(2) 誓約書 (別紙 2)

様式第 2 号

牟岐町補助金指令第 号  
年 月 日

様

牟岐町長 ㊟

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、通知します。

### 記

- 1 事業名 牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱
- 2 補助金の額 金 円
- 3 補助金交付条件等
  - (1) 牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱の規定を遵守すること
  - (2) その他

様式第 3 号

年 月 日  
番 号

様

牟岐町長

㊟

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金について、次の理由により交付しないことを決定しましたので、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

記

(不交付の理由)

様式第 4 号

補助金請求書

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

右の金額を 請求します。	請求 金額	¥	円
-----------------	----------	---	---

摘 要		
補 助 事 業 名	牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業	
補助指令金額		
補助指令番号		
補助指令年月日		
補助金額	既受領額	
	今回請求額	
	残 額	
請 求 区 分	1 精算 2 概算 3 前金	

口座振込先
金融機関名 ( ) 店舗名 ( )
預金種別 ( 1 普通 2 当座 )
口座番号 ( )
口座名義 (カタカナ書き)
( )

様式第 5 号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所  
氏 名

㊞

実績報告書

補助事業が完了したので、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金  
交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名 牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号

3 交付決定額 金 円

4 関係書類

(1) 領収書の写し又はこれに代わる書類

(2) その他



様式第 6 号

年 第 月 号 日

様

牟岐町長

㊞

補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金について、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

記

- 1 事業名 牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業
- 2 確定額 金 円

様式第 7 号

年 第 号  
月 月 日

様

牟岐町長

㊟

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け牟岐町補助金指令第 号で交付決定通知をした牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金について、牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により、次のとおり補助金を取り消します。

記

- 1 事業名 牟岐町漁業用原油・物価高騰緊急対策事業
- 2 補助金の額  
取消後 金 円  
取消前 金 円
- 3 取り消しの理由